

判 決 書

第七被告石田に関しては：

本被告は、証人に依り挙げられある如き事件に関し詳細なる陳述をなしあり。
又彼の陳述は、Semarang-Oast「キャンプ」から婦女子を連行したる点を除き、起訴事実を全面的に認めあり。
被告の行ひたるこの自白は、被告に対する起訴事実を法的且十分に立証せるものにして、被告は此の点有罪ならざるべからず。

因て、此處にて、被告の主張する点に就るに、被告は「キャンプ」に行きて婦女子の選別する命令を与へられたる時、直ちに之が解除方を願ひ出でたるも、高橋少佐の命に依り「スマラン」諸「キャンプ」に赴きたり。

之等「キャンプ」にて被告は、婦女子を「キャンプ」から連行することに対し、抑留者側に異議があり、その為に「キャンプ」で一騒動起きたることを認め、本件を岡田少佐（Ⅲ被告）の居る前にて高橋少佐に報告し、繰返し異議を申出でたるも命令の続行を命ぜられたり。

被告は当時、既に、希望者ならざる婦女子を慰安所に連行すべからざるとの要求は無理なることを知りあり、此の事実を前記の二上官に対しても報告せり。

而る後被告は、「スマラン」に於ける第三番目の「キャンプ」及「アンバラワ」のキャンプ（複数）に赴き、全部を軍属並に業者に委せたり。

此の際被告は、婦女子は「キャンプ」外にて行ふべき仕事に関しては、何も知らされあらずとの印象を受けたり。

又、被告は之等婦女子が「カナリーラン」に集められたる当日、岡田少佐に対し、更に夫等婦女子中には希望者ならざる者ある旨を指摘せり。

之等の点を綜合するに被告は、婦女子が自由意志ならずして「キャンプ」より連行され、慰安所に入れられ、而も、売淫を強制せるは絶対なることを知悉しありたることが明らかなり。

又、「キリスト」教徒なりと称する被告は、婦女子に売淫を強制するは諸外國は勿論、日本の国内法にても犯罪を構成することを充分に知りありたり。

故に被告は、斯かる方法にて婦女子を連行すべしとの命に服従することは、苛酷なる而も絶対に戦争の広場、慣習に違反せる行為なることを知りあり。

特に完全に日本人の権力下に置かれ、而も占領者の恣意に完全に屈服しある一団の婦女子に対し、行はれたる犯罪なることを自覚しありたり。

次に軍法会議は、次の点を考慮す。

立法家は、戦犯行為者が「公務上の命令に基き行へる行為は処罰せず」との抗弁を防止する為、本条を戦犯者に対しては適用外に置きたるも、然し、不可抗力の抗弁は依然適用せらるる如く定めたり。

故に軍法会議は、此の場合、被告が果して斯かる（不可抗力の）状況に置かれたりや否や、

得又、被告にとりて、此の際、高橋少佐の命に従ふ外に、何等の手段がならりしや、否やに就き考察を行はざるべからず。

然るに本軍法会議は、本考察を行ふに先立ち次の如く判断せんと欲す。

即ち、戦犯行為者に関する「不可抗力の限界」の査定に当りては、立法家が「公務上の命令の抗弁」を適用外に置きたる真意に鑑み、嚴重なる尺度を以て、之に臨まざるべからざるものと断定せざるべからず。

被告は數回に亘り命令の解除方を要請し、而る後、之が戦争の法規、慣習に対し甚だしき違反なることを知りつつ、該命令を履行し以て、之に協力を与へたり。一方、被告に対し命令を与へたる上官も亦、同様之が犯罪なることを知り居たるに違ひなし。

而も、斯かる命令は、第16軍司令部の付帯条件たりし、希望者のみを「キャンプ」より進行すと云ふ個条に対しても違反行為たりき。

戦時に於ける命令の不服従なることは一般に何等かの軍事行動に関して行はれたる場合、或は軍事上の利害に関係ある事項に対する違反たりし時には死を以て処罰せらるべし。然し、若しもこの不服従が作戦目的とはかけ離れありたる際、及、之とは何等の関係なき場合には、斯かる行為に対しては何等の処罰をも期待し得ざるものとす。

然るに、本件の「場合」は上記の例の後者の場合に相当し、少くとも、抑留所より婦女子を連行することは軍人たるものの任務外にあり、且又、何等作戦行動、或は戦争遂行に影響なき行為なり。

故に、被告は此の際若しも命令に反抗するとも、何等の苛酷なる刑の宣告を受けざるものにして、猶且、その結果、法務官に依り処罰を受けありしや否やも極めて疑はしきものなりき。

又、被告が処罰されたる時のことを考へても、最高の刑を受けたとしても有期刑にて済む被告に対し、之等婦女子の蒙りたる被害は遙かに大なるを以て、此の際被告にとりては「不可抗力の抗弁」は成立せざるものとす。

更に此處に付加すべからざることは、婦女子を抑留所より出し、慰安婦とする件に対する第16軍司令部の許可には、条件として希望者に限るとの個条が付記せられありたることなり。斯かることは、此の目的を婦女子に知らせ、而る後に自由意志を以て決定せしむべきことを意味するものに他ならず。

而も、斯かることは被告は知りありたり。

故に被告は、「ハルマヘラ」キャンプ及び「アントラワ」キャンプに於て、その目的を秘匿し、之等婦女子に対し、故意に目的を知らせざりしことは処置を過りたるものにして、且又、其後に続きたる苛酷なる犯罪行為に対し、協力せりとの非難を蒙らざるべからず。

依りて被告は、本件に関し処罰せられざるべからず。